

財団法人国際研修協力機構寄附行為

設立許可 平成3年9月19日

変更認可 平成4年7月31日

変更認可 平成5年4月16日

変更認可 平成16年2月10日

変更認可 平成19年11月2日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人国際研修協力機構と称し、英文では Japan International Training Cooperation Organization (略称 J I T C O)と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区浜松町1丁目18番16号に置く。

2 この法人は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、外国人研修生の受入れの拡大と円滑化を図り、我が国の技術、技能又は知識を開発途上国等に積極的に移転し、もってこれらの国の人材の育成と経済社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 外国の研修受講希望者等に関する情報の収集及び提供

(2) 外国人研修生の入国・在留手続等に関する各種の助言、援助

(3) 外国人研修生の受入れ事業の評価、認定

(4) 外国人の研修に関する教材、指導書等の研究、開発及び刊行

(5) 外国人研修生の安全衛生の確保及び負傷、疾病等に対する補償のための民間保険への加入に関する助言、援助

(6) 外国人研修生の公共職業訓練施設の利用及び技術、技能又は

知識の評価の実施に関する援助

- (7) 前2号に掲げるもののほか、外国人の研修の実施に関する各種の助言、援助
- (8) 外国人研修生の帰国の促進に関する助言及び帰国後の就業状況等に関する調査研究
- (9) 外国人の研修に関する講演会及びセミナーの開催等各種の広報啓発活動
- (10) 外国人の研修の実施状況に関する各種資料の収集、分析及び刊行
- (11) 技能実習制度その他外国人の研修に係る事業の円滑かつ適正な推進のために必要な事業であって、国の委託によるもの
- (12) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 賛助会費
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人の設立に際し、基本財産として財産目録に記載された財産
- (2) この法人の設立後に、基本財産として指定して寄附された財産
- (3) この法人の設立後に、理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署への定期貯金若しくは金融機関への定期預金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

（基本財産処分の制限）

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することはできない。ただし、業務遂行上やむを得ない場合に限り、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、法務大臣、外務大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣及び国土交通大臣（以下「主務大臣」という。）の承認を得て、その一部を処分し又は担保に供することができる。

（経費の支弁）

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

（事業計画及び予算）

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会の議決及び評議員会の同意を経て、主務大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

（暫定予算）

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由のため収支予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、収支予算成立の日まで前年度の収支予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した収支予算の収入支出とみなす。

（事業報告及び決算）

第12条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、財産目録、貸借対照表及び正味財産増減計算書等として作成し、監事の監査を受け、理事会の議決及び評議員会の同意を経て、毎会計年度終了後3月以内に主務大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に繰り入れ、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第13条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、主務大臣の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第14条 第8条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定める場合を除き、この法人が新たな義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、主務大臣の承認を得なければならない。

(会計年度)

第15条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(種類及び定数)

第16条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 25人以上40人以内

(2) 監事 2人以上4人以内

2 理事のうち、1人を会長、1人を理事長、1人を専務理事、3人以内を常務理事とする。

(選任等)

第17条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事は、互選により、会長、理事長、専務理事及び常務理事を選任する。

3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のいずれか1人及びその親族その他特別の関係がある者の合計数が理事現在数の3分の1を超えてはならない。

5 監事には、この法人の理事(その親族その他特別の関係がある者を含む。)及び職員が含まれてはならない。

6 各監事には、相互に親族その他特別の関係がある者であってはな

らない。

7 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を主務大臣に届け出なければならない。

8 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を主務大臣に届け出なければならない。

(職務)

第18条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、この法人を代表し、会長の意を受けてこの法人の業務を統轄し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 専務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を掌理し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 常務理事は、専務理事を補佐し、理事会の議決に基づき、この法人の業務を分担処理する。

5 理事は、理事会を構成し、この寄附行為の定めるところにより、この法人の業務を議決し、執行する。

6 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 財産及び会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産、会計又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会並びに主務大臣に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、若しくは招集すること。

7 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(任期)

第19条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第20条 役員が、次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決により、解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬)

第21条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

2 前項について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理事会

(構成)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第23条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の業務に関する重要な事項について議決し、執行する。

(種類及び開催)

第24条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した文書をもって招集の請求があったとき。

(3) 第18条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第25条 理事会は、第18条第6項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号及び第3号に該当する場合は、請求の日から14日以内に、臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、審議事項を記載した文書をもって、少なくとも会議の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第28条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第29条 理事は、やむを得ない理由のため理事会に出席できないときは、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在員数

(3) 理事会に出席した理事の氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第5章 評議員、評議員会、顧問及び参与

(評議員)

- 第31条 この法人に、評議員30人以上55人以内を置く。
- 2 評議員は、理事会で選出し、会長がこれを委嘱する。
- 3 評議員には、第19条、第20条及び第21条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中、「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

- 第32条 評議員会は、評議員をもって構成する。
- 2 評議員会は、第18条第6項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、会長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 評議員会には、第27条から第30条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中、「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問及び参与)

- 第33条 この法人に、顧問及び参与をそれぞれ5人以内置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。
- 3 参与は、理事会の承認を得て、理事長がこれを委嘱する。
- 4 顧問は、この法人の運営方針その他について会長の諮問に応ずる。
- 5 参与は、この法人の運営方針その他について理事長の諮問に応ずる。
- 6 顧問及び参与には、第19条第1項、第20条及び第21条（第1項ただし書を除く。）の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「顧問及び参与」と読み替えるものとする。

第 6 章 賛助会員

(賛助会員)

第 3 4 条 この法人の目的に賛同し、所定の会費を納入する個人又は団体を、この法人の賛助会員とすることができる。

2 賛助会員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 7 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 3 5 条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、主務大臣の認可を得なければ変更することはできない。

(解散)

第 3 6 条 この法人は、民法第 6 8 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、主務大臣の許可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第 3 7 条 この法人が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、主務大臣の許可を得て、この法人と類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第 8 章 事務局

(設置等)

第 3 8 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け、必要な職員を置く。

2 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第 3 9 条 この法人の主たる事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事、評議員、顧問、参与及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 処務日誌
- (8) その他必要な帳簿及び書類

第 9 章 補則

(委任)

第 4 0 条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、この法人の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第 1 7 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は第 1 9 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 5 年 3 月 3 1 日までとする。
- 3 この法人の設立当初の評議員は、第 3 1 条第 2 項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は同条第 3 項において準用する第 1 9 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 5 年 3 月 3 1 日までとする。
- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 1 0 条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の会計年度は、第 1 5 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 4 年 3 月 3 1 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の賛助会員に関し必要な事項は、第 3 4 条第 2 項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

附 則 (平成 4 年 7 月 3 1 日)

この寄附行為は認可のあった日から施行する。

附 則 (平成 5 年 4 月 1 6 日)

この寄附行為は認可のあった日から施行する。

附 則 (平成 16 年 2 月 1 0 日)

この寄附行為は認可のあった日から施行する。

附 則（平成19年11月2日）

この寄附行為は平成19年11月6日から施行する。